

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
26 年－ 16 (26. 9.10)	総 務	<p>消費税 10%への増税の撤回を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情趣旨 本年4月より消費税が8%となり、住民生活と景気に大激震を与えている。 内閣府が発表した本年4～6月期の国内総生産(GDP)は、実質で年率7.1%減となった。これは、東日本大震災が起きた2011年1～3月期の年率6.9%減を超え、リーマンショック後の2009年1～3月期(15.0%減)以来の大きさとなった。特に、個人消費は年率19.0%減で、前回の消費増税直後(1997年4～6月期、13.2%)を超え、過去20年間で最大の落ち込みとなった。 消費増税による深刻な影響は誰の目にも明らかである。 当該地域でも、経済の疲弊・商店街の衰退ははなはだしく、失業率は改善されず、中小企業の倒産廃業に歯止めがかかっていない。このような状況にのしかかる消費増税と社会保険料の負担増により、地域経済は決定的に破壊されようとしている。 また、自治体財政にも深刻な影響を及ぼす。財政試算では、地方消費税交付金や手数料などの増収を見込んでも、建設事業費の負担増や公立病院の診療報酬アップ分の反映ができないなど、多額の赤字が予想され、その分がすべて住民の負担となる。 それにもかかわらず、政府は夏場に向けて経済を強め、7～9月期の経済指標を踏まえて12月初旬にも来年10月からの消費税率10%を決定するとしている。 いま、政府がやるべきは増税法附則第18条第3項に基づき、消費税増税を中止することである。 住民の切実な実態と声を受け止め、国に対し、増税の中止を要請していただきたい。</p> <p>▶陳情事項 1、消費税10%への引上げ反対の陳情を採択し、政府に意見書を提出すること。</p>	鳥取県民主商工会連合会 会長 奥田清治 (鳥取市西品治105-26)